



パットワールド[®]

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 147 2016年03月29日

インドネシア:ライセンス登録の施行規則の公布

インドネシアにおいては商標法第 43 条(3)でライセンスの登録義務を規定しているが、これまでその手続規則が施行されていなかったため、実際にはライセンスの登録はできなかった。

しかしながら、2016年2月24日付けでライセンス登録の施行規則(No.8/2016)が公布された。

ライセンス登録の申請に必要な書類は以下の通りである。

1. ライセンス契約書の写し
2. 登録証の写し
3. 委任状
4. 声明書(登録が有効で公序良俗を害するものでない等を述べる)
5. 登録手数料納付書

ライセンスの登録は5年間有効で、その後は再申請が必要となる。

インドネシア知的財産局は当該規則の実施のために現在内部調整を行っている模様である。

尚、本規則は著作権・著作隣接権、特許、商標、意匠、集積回路レイアウト設計及び営業秘密に関して適用される。

(出典:Pacific Patent Multiglobal)